いのこし訪問看護ステーション訪問看護サービス重要事項説明書　（Ver05.07.01-1）

あなたに対する訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの提供開始にあたり、厚生省令第３７号第８条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

１．事業所概要

事業所名称　医療法人博報会　いのこし訪問看護ステーション
所在地　　名古屋市名東区猪子石原一丁目１５０１番地
法人種別　　医療法人
代表者名　　理事長 柵木　充明
電話番号　　０５２（７７７）５６２０
ＦＡＸ番号　０５２（７７７）５６２２
名古屋市長から指定を受けているサービスの種類及び指定番号　　訪問看護　２３６１５９００５８

２．事業の目的と運営方針

（１）　病気やけが等により家庭において寝たきり又はそれに準ずる状態に有り、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた者に対し、看護師等が訪問して訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを提供する。

（２）　訪問看護は、健康保険法及び介護保健法の理念に基づき、寝たきり老人等の心身の特性を踏まえて訪問看護利用者の生活の質の確保を重視し、健康管理や日常生活動作の維持､回復を図ると共に在宅医療を推進し､快適な在宅療養が継続できるように又利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うことを目的とする。

（３）　事業所では、利用者の有する能力に応じ訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）に基づいて、医学的管理の下における機能訓練看護､その他日常的に必要とされる医療を提供し在宅における日常生活の回復を目指す。

（４）　ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（５）　事業所は、訪問看護（介護予防訪問看護）の実施にあたって地域の保健・医療・福祉サービスを提供する関連機関、指定介護予防事業者等との密接な連携に勤め、その協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

（６）　ステーションは、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする

３．ご利用事業所の従員数及び勤務の体制

看護職員　　常　勤　５名（内、管理者を含む　正看護師５名）
勤務時間（午前８時４５分～午後５時３０分）

理学療法士　常　勤　２名　　作業療法士　常　勤　１名
言語聴覚士　常　勤　１名　　非常勤　１名
勤務時間（午前８時４５分～午後５時３０分）

令和５年７月１日　現在

４．営業時間

営業日　　月曜日～金曜日　　営業時間　８時５０分～１７時３０分
注）年末年始（１２月３０日～１月３日）は除きます。
必要に応じて、緊急時訪問看護を行う体制にあります。

５．実施地域

当事業所の実施地域は、名古屋市東区、千種区、名東区、守山区、尾張旭市、長久手市、日進市です。

６．苦情申立窓口

保険者の各市町村介護保険課の窓口	ご利用時間　平日　午前９時～午後５時
愛知県国民健康保険団体連合会	ご利用時間　平日　午前９時～午後５時 連　絡　先　０５２（９７１）４１６５
名古屋市健康福祉局介護保険課	ご利用時間　平日　午前９時～午後５時 連　絡　先　０５２（９７２）３０８７
いのこし訪問看護ステーション	所長　吉牟田　直子 ご利用時間　平日　午前９時～午後５時３０分 連　絡　先　０５２（７７７）５６２０

７．事故発生時の対応及び賠償責任

（１）　サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに名古屋市及び関係各機関並びに利用者のご家族又は身元引受人、身体の状況等の必要に応じて主治医に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（２）　事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、利用者側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

（３）　乙は、万一の事故の発生に備えて、損害保険ジャパン日本興亜（株）の賠償責任保険に加入しております。

（４）　乙は、送迎時の万一の交通事故の発生に備えて、損害保険ジャパン日本興亜（株）の賠償責任保険に加入しております。

８．第三者評価の実施状況

第三者評価の実施　　なし

９．リハビリテーション職員による訪問

理学療法士等による（介護予防）訪問看護は、看護業務の一環として行われるリハビリテーションを中心としたものであるため、より専門性の高い有資格者のリハビリテーション職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）が看護職員の代わりにサービスを行います。

１０．当事業所では、職員が身の危険を感じた際には理由のいかんに関わらず、最寄りの警察に通報し、断固たる対応をいたします。

令和　　年　　月　　日

（乙）当事業所は、甲１に対する居宅サービスの提供開始に当たり、□甲１□甲２対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

説明者（乙）　所在地　名古屋市名東区猪子石原一丁目 1501 番地
名　称　医療法人　博報会
いのこし訪問看護ステーション
氏　名　　㊞